

「新しい司法修習の理念と基本構想」についての委員発言要旨

1 これからの法曹に求められる資質

実務法律家として、将来新しい事柄に接したとき、それに関する知識を自分の力で習得し、応用するための大前提として、基本的な法律的な考え方を体得していることが不可欠となる。(酒巻委員)

法曹養成改革は、法曹人の量的拡大と同時に質的变化を前提とした改革であると理解している。量は、3000人と3倍に拡大し、質的にも、これまで以上に、多様性と専門性を持つという2つの異なるベクトルから構成される力学の中で、この量的拡大を質的变化の中で説いていくことが要請されていると思う。(今田委員)

私がエコノミストとして活動していて感じるのは、ますます法律的な知識が専門化しており、多様で高度な専門知識が必要になってきているということである。産業経済構造がグローバル化、IT化、ソフト化により大きく変化しており、これに対応する法律的な専門知識も大きく広がってきている感じがする。その意味で、法曹に対するニーズや期待は大きくなっていると感じている。[中略]専門性と人の充実が喫緊の大きな課題だと認識している。(翁委員)

司法修習に期待されることなのか法科大学院に期待されることなのかよく分からないが、学際的素養が今後ますます必要になってきていると感じている。法律家として一級のプロフェッショナルとなるには、例えば弁護士であれば、経済学、経営学などの一般的素養を身に付けているかどうかが決定的に重要である。これは、一見専門性と反するように見えるが、実はジェネラルな知識と考え方を素養として持ち合わせていることが、深い専門性を長い期間で身に付け勉強していく上で、非常に重要な必要条件ではないかと思う。(翁委員)

法曹三者に共通して求められていることは、社会秩序の根幹を担うだけに、社会から遊離しない健全な常識を持っていることである。(翁委員)

これからの法曹にとって、多様性、専門性、しかも多様化された専門性が必要になってくることだと思うが、他方、法曹である者すべてが備えておかなければいけない知識、能力もある。(小津委員)

法曹養成制度改革のポイントは、一つは量、一つは質であると認識している。日本では、法律家、法曹が足りない、これを大幅に増加しなくてはならないということで、現に逐次増員され、今年の春に入ってきた司法修習生は1200人となっている。法曹の量が増えることが、国民から遠いといわれた司法を国民に近づける、アクセスを改良する、身近に法律家がいる社会になることを進めていくという面がある。他方で、これは質の面と関連するが、これからの法律家はいろいろな面で多様なニーズ、特に新しい専門的で高度なニーズに応えていかなければならない。法曹の量の拡大がそういう高度の専門性を持った法律家を生み出していく基盤になる面がある。(金築委員)

法律家としての最も基本的な素養は、人の話すことをよく聞いて理解できることである。通常の民事事件であれ刑事事件であれ、当事者の言い分を辛抱強く聞いて理解する能力、経済や知財の問題についても、専門家と同じ知識を持つことはできないの

で、そういう説明を聞いて理解する能力が重要である。そして、理解したことを法的にどう構成するかという能力も重要である。もう一つ、別の角度からものを見て考える能力も、法律家として大事である。(白木委員)

学際的なことをやらなければならないというのは、総論としては全くそのとおりである。ただ、[中略]学際といっても、一つは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングに、必要となる幾つかのポイントを問題に応じて組み合わせていくやり方が考えられる。もう一つは、[中略]基礎的なところから人間あるいは社会の在り方を具体的に捉え直していく、歴史性や一種の社会哲学的な話をベースにした具体的な問題を幾つか取り上げていくというやり方の中で、ジェネラリストを育てていくことも一つあるかなと思う。(西垣委員)

2 司法修習の意義・理念

(1) 法科大学院との役割分担

法科大学院における教育と司法修習とを有機的に関連させていかなければならないと思っている。[中略]法科大学院は、事実の分析、法的な再構成をする前提となる様々な法的知識、ものの考え方を身に付けさせることが基本となる。[中略]法科大学院において司法修習に耐えられる前提条件を十分に作り、それを踏まえた上で司法修習で更に実践的な能力を高めていくことで、従来の大きな枠組みと余り変わらずに司法修習の重要性は依然として存在していると思っている。(鎌田委員)

法科大学院では実務と理論を架橋する教育を行うといわれているが、大学院の後に、実務家になる前提、その世界への導入として司法修習における臨床教育がある。このような教育の順序・段階というのは重要である。医師の養成でいえば、基本的な学問としての医学の部分は大学で、実際の患者を診るのは大学病院でというようなイメージだと考えている。このように臨床の部分を担当する司法修習と大学とはやるべきことが違うのであって、異なるものをどのようにうまく結合させ、橋渡しをして、最終的に立派な法律家を作るのがポイントだろうと思う。[中略]法科大学院教育の中核部分は、法律的な考え方、法律学の学識・基本的な考え方を徹底的に叩き込んで深めるのが主要な役割であり、そのような教育を受けた人を更に司法研修所や実務の現場で鍛えるという方向があるべき姿ではないかと思っている。(酒巻委員)

法科大学院での教育が理論教育に中心が置かれるというのはそのとおりだと思う。ただ、先般、法科大学院を目指す幾つかの大学のカリキュラム等を拝見して話を聞く機会があったが、私としては、理論教育といっても従来の法学部の理論教育とは少し様相を異にしているのではないかと感じた。法科大学院は、法律実務家を養成するプロセスの中核として位置付けられたプロフェッショナルスクールであり、研究者養成機関として位置付けられているわけではないから、これは当然のことだと思う。(宮川委員)

従来の司法修習が法廷実務中心であったという点をどう考えるかとも関連する

が、今後の司法修習でどういふことを教えるかについては、多様性を理念にしている法科大学院、新しい司法試験、そしてこの司法修習が適切に役割分担をしながら法曹を育てていくという観点が重要なのではないか。(金築委員)

(2) 新しい司法修習の指導目標

今後、法科大学院の教育は、量的拡大に対応し、いろいろな意味で多様化すると思われる。司法修習は、このようなそれぞれの特色のある法科大学院によって教育された、量的にも多いということを含めて多様な層の人材を受け入れることになると思う。さらに、その後は、これまで以上に多様な分野、多様な層に法曹人として送り出していくことになる。この要となる司法修習において、多様な層を受け入れて多様な層を輩出する研修をどうするかについては、やはり基礎、基本に立ち返る、裁判官・検察官・弁護士となる人が多様な層として育つためのピュアな汎用性のある基礎力を1年間で効率的にプログラム化して研修するという視点が重要であり、汎用性のある基礎力を1年間で学習させるプログラム作りに知恵を絞ることではないかと考えている。(今田委員)

司法修習は臨床教育と考えられるが、そこでの個別的な体験は、スペシフィックな専門性の面では意味があるものの、司法修習で得られる汎用性は、やはり法的な基礎知識であり、健全な社会生活に必要な常識の確認であり、使命感や倫理観を高めることであると感じている。(翁委員)

限られた司法修習期間の中で何をどのように教育したらよいかを考える際に、汎用性のある基礎力という考え方は大変参考になると思う。ただ、基礎力というのが時代によって変わってくる面があることを意識しながら、この基礎力を考えていく必要があるのではないか。法廷実務をどの程度やるかについても、これからの法律家の実際の仕事の中で法廷に出る割合が下がってくるかどうかという角度からだけでなく、汎用性のある基礎力という観点からも考える必要があるのではないか。(小津委員)

ベーシックなものを教えるといっても、〔司法修習は〕今までとは違う人たちを迎えるので、教育の在りようも変わっていかねばならないと感じる。大学院レベルで教育を受けた、少なくとも今よりも大人の人たち、法学部レベルでは今よりもいろいろな勉強をしてくる人たち、法学部以外で学んできた人たちが入ってくることを考えると、相当に幅広い多様な素養、多様性・専門性を志向する人たちが入ってくる可能性がある。それを踏まえると、汎用性のある基礎知識・常識・使命感・倫理観を1年間で培わせるというのは私も全く同感だが、そのやり方には、なかなか工夫が必要であり、指導する側に覚悟と努力がいるのではないかと感じている。(宮川委員)

既に弁護士の仕事の中でも直接法廷に出る仕事のウエイトはだいぶ下がってきていると聞いているが、ただ、そういう仕事の中でも、裁判になったときどうなるのか、例えば、契約書一つ作るにしても、この契約書が裁判においてどのように評価されるかという観点が必要であり、こうした観点がなくては法廷外の仕事も適切に

できないのではないかと思う。そこで、従来の法廷実務の中で培われた基本的なスキルについては、これからも相当の力を入れていかなければいけない。特にこれから法曹の数が増えることになると、質の面で、上のほうの質も大事だが、すそ野のほうの質も非常に重要になってくると思う。法曹は、一人で、人の人生に大きな影響を持ったり、企業や人の重要な財産を処分する仕事に携わるので、法曹一人一人が国民に迷惑を掛けないようなきちんとした質を持っていることが必要である。その観点では、今後、いわゆる司法過疎地域に法律家がどんどん広がっていく中では、従来型の仕事も多いと思うし、法律実務、法廷実務の中で培われた汎用的なスキルをしっかりと身に付けさせることが重要ではないかと思っている。(金築委員)

こうした基本的な能力は、司法修習という短い期間で身に付くものではなく、継続教育として、一生掛けて勉強するものであろうと思う。その意味では、司法修習は、生涯掛けて勉強していくための基本的な力を養う、コアな部分を身に付けさせるものであると考えている。(白木委員)

(3) 新しい司法修習で養成すべき能力

法曹の養成の過程で最も重要と思われるのは、複雑な事実、生の事実から法的に意味のある事実を拾い上げて法的に再構成していくという訓練を積んでいくことであり、その前提としては、法的な知識、法的な操作が必要となる。(鎌田委員)

3 司法修習の基本的な構想と構成

(1) 司法修習の基本構成

今後、法曹の養成数が急激に増加するからといって、司法修習の中核である実務修習の受入能力が十分でないという理由で、司法研修所での集合修習を中心に組み直すという選択肢はあり得ないと思っている。そのようなことをすれば、法科大学院の上に更に上級のロースクールができることとなり、司法修習制度の意味をかなり減殺し、その存在価値が問われることになると思う。そこで、今後とも、実務修習を中核とした組み方は変えないでもらいたいと考えている。(宮川委員)

(2) 実務修習の意義・基本構成

法曹養成検討会において、「アメリカと比較して実務修習はすばらしい制度であり、非常に意味のあるプログラムである。」という意見が出ている。この「非常に意味のあるプログラム」というのは、おそらく現実の事件を裁判官・検察官・弁護士という違った立場から見て考えることができる、一線の裁判官・検察官・弁護士とディスカッションしながら、法曹としての思考の在り方、職業理念について、現実の事件を素材にしながら学ぶことができるという意味であろう。法曹相互間にこのような視点の違いがあり、それぞれの立場からそれぞれの考え方をしていくこと

を学ぶ，それぞれの職業がそれぞれの職業理念を持って司法のためにがんばっていることを体感するというのは，非常に意義のあることと思う。（宮川委員）

汎用性のある理論や基礎知識を養うことは重要であるが，1年間でコアとなるスキルとマインドだけを教えるのでは，多様性，専門性を志向する人にとっては，なかなか辛いものがあるのではないか。その意味では，新しい司法修習の構成に組み込むことが考えられている「総合型実務修習」は，1年間の修習の中に多様性や専門性を志向した課程があることを示し，司法修習課程に違った輝きを与えることともなると思う。（宮川委員）

(3) 集合修習の意義・基本構成

(4) 司法修習課程の順序

4 司法修習生の養成数の増加への対応